

第1章 計画の概要

第1 障害者支援計画策定の背景及び趣旨

鶴ヶ島市では、令和2年3月に『第4期鶴ヶ島市障害者支援計画（第6期鶴ヶ島市障害者プラン・第6期鶴ヶ島市障害福祉計画・第2期鶴ヶ島市障害児福祉計画）』を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、福祉サービスに係る数値目標及び見込み量を設定し、障害者の生活支援策の充実に努めてきました。

この計画期間中、本市では、障害者の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するため「鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例」及び手話が言語であることへの理解促進及び手話の普及を図るため「鶴ヶ島市手話言語条例」を制定し、今後の市の方針を示しました。

国においては、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が制定されました。

障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正等の大きな動きがありました。

また、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会全体を大きく揺るがす出来事も起こりました。

このように障害のある人を取り巻く社会情勢の変化する中、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法及び精神保健福祉法の改正、医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見などを踏まえ、障害のある人のニーズを的確にとらえながら障害者施策を推進し、障害のある人が社会の一員として分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちの実現を目指して「第5期鶴ヶ島市障害者支援計画」を策定するものです。

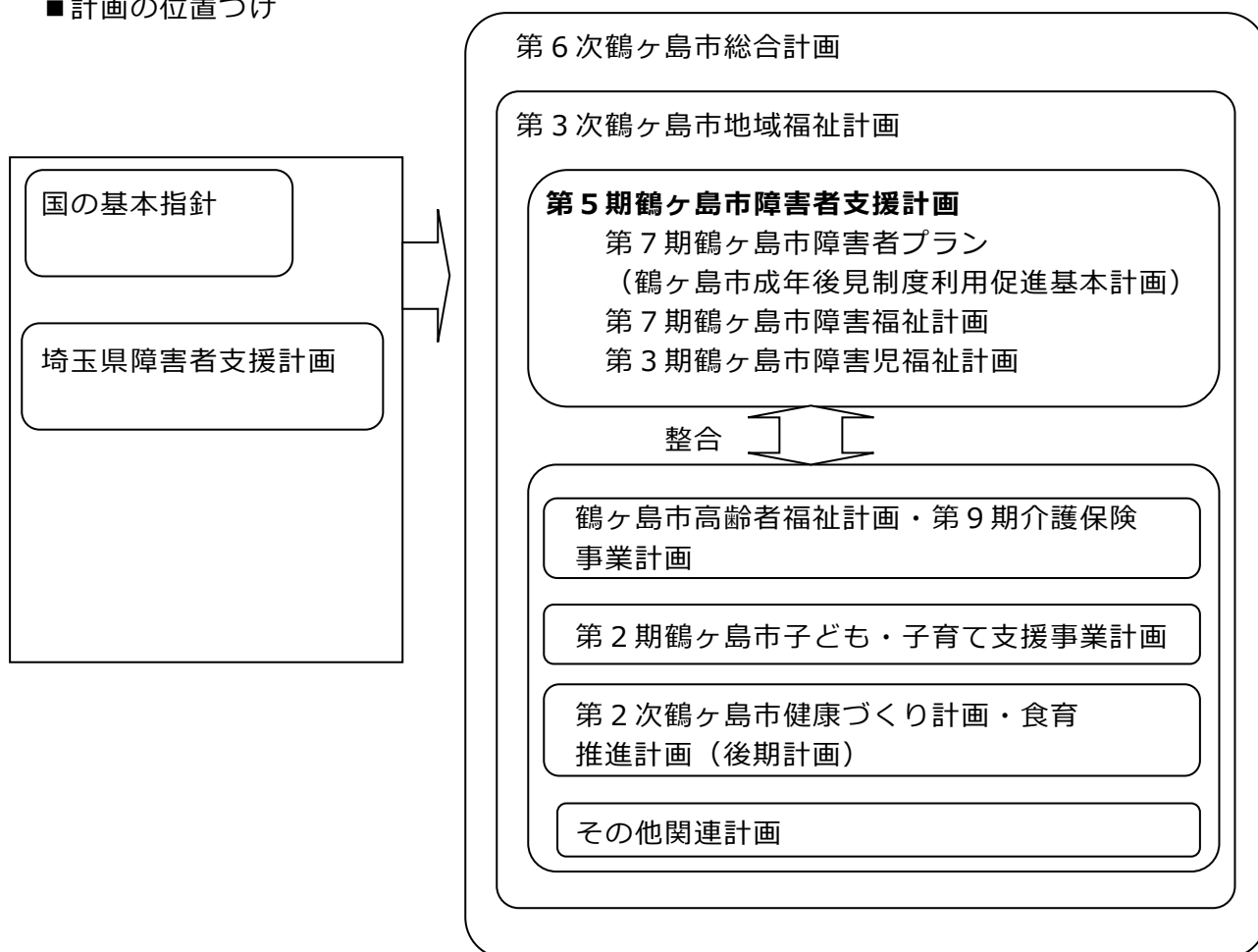
また、本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を前提に施策を進めます。

第2 障害者支援計画の位置づけと期間

(1) 障害者支援計画の位置づけ

- ◎ 障害者支援計画は、「第7期障害者プラン^{*1}」、「第7期障害福祉計画^{*2}」、及び「第3期障害児福祉計画^{*3}」を統合した計画として策定したもので、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的な方向を定めた総合的な計画です。
- ◎ 国及び埼玉県それぞれが策定した関連計画や、市が策定した各種計画などとの整合・連携を図ります。
- ◎ 「第6次鶴ヶ島市総合計画」の部門計画として策定します。

■ 計画の位置づけ



*1 障害者プラン

障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として定めるものです。本市における障害者の状況を踏まえ、市の障害者施策に関する基本的な方向性を定めます。

*2 障害福祉計画

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言う。）第88条に定めるもので、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標と必要量の見込みを定めます。

*3 障害児福祉計画

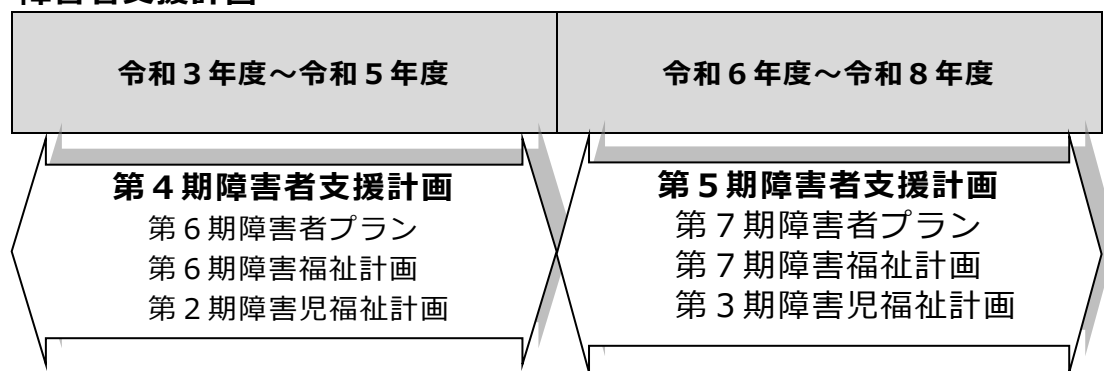
児童福祉法第33条の20に基づき、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するために必要な事項を定めるものです。

(2) 計画の期間

◎ 障害者支援計画（第7期障害者プラン・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。

なお、この期間中においても、社会変化・法制度の変更などにより、計画の部分的変更、見直し、付加などを必要に応じて行うこととします。

障害者支援計画



第3 計画の対象者

本計画では、「障害者」の範囲を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害*⁴を含む。）のほか、難病*⁵その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

なお、「障害児」は、児童福祉法で規定する障害児を対象とします。

*⁴ 高次脳機能障害

けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態を指します。

*⁵ 難病

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病のこと。また、経過が慢性にわたり、単に経済性のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病のことです。

第4 障害者支援計画策定のプロセス

(1) 障害者福祉についての市民意識調査の実施

障害者福祉の現状や市民ニーズを把握するために、令和5年6月～7月に障害者手帳を所持している市民及び障害児福祉サービスを利用している市民700人を対象に「障害者福祉についての市民意識調査（以下「アンケート調査」という。）」を実施しました。

(2) 障害者関係団体・障害福祉サービス事業所からのヒアリングの実施

障害者支援計画の策定にあたっては、障害のある人の団体や障害福祉サービスなどを提供している事業所・団体から現状や意見を聞くヒアリングを開催し、意見を参考にしました。

(3) 鶴ヶ島市障害者支援協議会等からの意見聴取

障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者など、障害福祉に関わる関係者をはじめ、公募による市民委員により構成された「鶴ヶ島市障害者支援協議会^{*6}」及びその作業部会により、意見をいただきました。

(4) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

障害者支援計画の策定にあたって、庁内組織である障害者支援計画策定委員会により、第4期障害者支援計画の実施状況や障害者支援計画の具体的な取り組み内容や手法などについて検討を行いました。

(5) 市民コメント制度の実施

障害者支援計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、障害者支援計画案の趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して策定しました。

^{*6} 障害者支援協議会
地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

